

授業コード	JP12410010	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	商法総合演習 I (企業組織法)		
英語科目授業名	Commercial Law Seminar 1		
科目ナンバー	JAEPR8809	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 (代表含む)	高橋 英治		
科目の主題	本演習では、商法総則・会社法の基礎知識を小テストおよび判例研究を通じて習得することを目的とする。本演習は、大きく二部構成をとる。まず、前半30分で小テストを行う。後半は判例研究である。報告者は担当判例を、最高裁判例の場合、事案と第1審・第2審と最高裁の判示の要点を報告する。報告の後、参加者全員で議論する。		
授業の到達目標	法曹実務では、会社法のテキストや判例集とピッタリと当てはまる事案の解決を求められるとは限られない。本演習で、会社法の基礎知識を身につけ、小テストで、会社法上の問題の解決方法を学ぶことにより、法曹実務家として活躍できる基礎を、参加者において確立する。また、判例研究では、法曹実務家として重要なリーガルリサーチができるように、その方法を取得する。		
授業内容・ 授業計画①	<p>まず、前半30分で小テストを行う。小テストは、商法・会社法の実務家として最低限知っておかなければならない会社法・商法総則の基本論点から出題する。</p> <p>後半は判例研究である。報告者は担当判例を、最高裁判例の場合、事案と第1審・第2審と最高裁の判示の要点を報告する。報告者は、10分で報告する。予め準備したレジメ等を見ながら報告してもよいが、何も見ないで報告した者にはよい点数をつける。報告では、事案と判旨の他に、特に2005年会社法の下での担当判例の意義についても報告してもらう。ここでは、実務法曹として重要なプレゼンテーション能力を鍛える。報告者による報告の後、参加者で議論する。授業においては、双方向での徹底した質問・討論を行う。時間に余裕がある場合、商法総則・会社法に関する一般的な知識を試す質問をするので、教科書による予習・復習は欠かさないで欲しい。</p> <p>また、授業の節目で、教科書を用いて、会社法の総復習をする。予習をして、質問には積極的に答えてほしい。</p> <p>以下、授業計画について説明する。</p> <p>(1)小テストと発表の割当 小テストの後、参加者の自己紹介と本演習の発表の割当をする。</p> <p>(2)会社の政治献金 会社の政治献金について、判例の立場を分析・検討する。前半では、会社の政治献金につき取締役の責任を認めなかった八幡製鉄政治献金事件(最判昭和45・6・24民集24巻6号625頁)(江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『会社法判例百選(第3版)』(有斐閣、2016年)、以下「会社100選」と引用する。会社100選2事件)を取り上げる。後半では、会社の政治献金につき取締役の責任を認めた熊谷組政治献金事件(福井地裁平成15・2・12判例時報1814号151頁、同判決を取り消した名古屋高金沢支部判平成18・1・11判時1937号143頁、最高裁決定平成18・11・14LEX/DB)を取り扱う。</p> <p>(3)商人資格の取得時期 商人資格の取得時期に関する最判昭和33・6・19民集12巻10号1575頁(商法(総則商行為)判例百選〔第5版〕3事件、以下商法100選と引用する)を取り上げ、これに関連する判例・学説を報告してもらう。後半は、営業の譲受人が譲渡人の屋号を商号として続用した場合における旧商法26条1項の類推適用(否定)東京地判平成18年3月24日判例時報1940号158頁を取り上げる。</p> <p>(4)株主平等の原則 商法総則(商号)の復習を前半では行う。判例としては、営業譲渡と商号の続用に関する最判昭和38・3・1民集17巻2号368頁(商法100選(20事件)を取り上げる。後半では、平等原則違反の法的効果について、従業員株主を前列に座らせてなした総会決議についての最判平成8・11・12判例時報1598号152頁(会社100選〔第1版〕44事件)を素材にして検討する。</p> <p>(5)会社法の総復習 I 会社法の基本概念・設立・株式について総復習する。質問をするので、参加者は、教科書で指定の箇所を予習し、答えること。この日は小テストを行わない。</p> <p>(6)議決権の代理行使の資格制限 商法総則(商業登記)の復習を前半では行う。判例としては、商法12条と民法112条との関係についての最判昭和49・3・22民集28巻2号368頁(商法100選7事件)を取り上げる。また議決権行使の代理人資格の制限に関する、最判昭和43・11・1民集22巻12号2402頁(会社100選34事件)を取り上げたい。</p>		

<p>授業内容・ 授業計画②</p>	<p>(7) 登記簿上の取締役の責任 前半では、商法総則と会社法との融合問題として、登記簿上の取締役の責任についてのリーディングケースである、最判昭和47・6・15民集26巻5号984頁（商法100選9事件）を取り上げる。後半は、株主総会決議を経ない全部株式譲渡制限会社における新株発行の効力に関する横浜地裁平成21・10・16判時2092号148頁を取り上げる。</p> <p>(8) 取締役の退職慰労金・一人会社 前半は、取締役の退職慰労金と説明義務に関する、ブリジストン判決（東京地判昭和63・1・28判例時報1263号3頁）（会社100選〔第1版〕68事件）および南都銀行事件（奈良地判平成12・3・29金融・商事判例1090号20頁）を取り上げる。後半は、一人会社の利益相反取引に関する最判昭和45・8・20民集24巻9号1305頁を取り上げて検討する。</p> <p>(9) 自己株式の取得禁止に関する損害等 前半は、三井鉱山事件（最判平成5・9・9民集47巻7号4814頁）（会社100選23事件）および大日本除虫菊事件（大阪地判平成15・3・5判例時報1833号146頁（会社100選〔第2版〕22事件））を取り上げる。後半は、株式買取請求権に係る『公正な価格』の意義に関する、最判平成23・4・26金商1375号28頁＝判時2120号126頁を取り上げる。</p> <p>(10) 会社法の総復習Ⅱ 会社法の機関・計算・資金調達について総復習する。質問をするので、参加者は、教科書で指定の箇所を予習し、答えること。この日は小テストを行わない。</p> <p>(11) 取締役の任務懈怠責任 経営判断原則について、取り扱う。前半は、一元説・二元説につき野村証券事件（最判平成12・7・7民集54巻6号1767頁）（会社100選49事件）を取り上げ、後半は、経営判断原則についてのアパマンショップホールディングス事件（最判平成22・7・15（会社100選50事件）判例時報2091号90頁）を取り上げて、考察したい。</p> <p>(12) 取締役の対第三者責任と株式評価 前半は、商法266条ノ3の責任の法的性質に関するリーディングケースである最判昭和44・11・26民集23巻11号2150頁（会社100選70事件）を取り上げる。後半は、遵法経営義務違反を理由とした取締役の対第三者責任が認められた事例であるノヴァ・あずさ監査法人事件大阪高判平成26年2月27日金融商事判例1441号19頁を取り上げる。</p> <p>(13) 企業買収と新株の第三者割当 新株発行の無効と取り消しに関する判例を前半では取り上げる。いなげや忠実屋事件（東京地決平成元・7・25判例時報1317号28頁）（会社100選〔第1版〕31事件）を題材に、企業買収と新株の第三者割当の問題を考えたい。後半では、敵対的企業買収と新株予約権の発行についての、ニッポン放送事件（東京高決平成17・3・23判例タイムズ1173号125頁）（会社100選99事件）を取り上げる。</p> <p>(14) 企業再編と企業結合規制のありかた 前半は、合併比率の不公平が合併無効事由に該当するかという問題に関する東高判平成2・1・31資料版商事法務77号193頁（会社100選91事件）を取り上げる。後半は、新株予約権の発行による敵対的企業買収防衛と株主平等原則に関するブルドック・ソース事件（最決平成19・8・7判例時報1983号56頁）（会社100選100事件）を取り上げる。</p> <p>(15) 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>小テストの出題の範囲は、あらかじめ教科書の頁数で示す。参加者は小テストを受ける前に指定された教科書の範囲を予習してほしい。点数の悪い人は、予習をこころがけてほしい。また、小テストの成績が悪かった人は、自習として、もう一度、問題を解いてほしい。</p> <p>答案は、簡単な講評を各自に述べて、その場で採点して返す。試験の当日に模範答案も配布する。なお、小テストは、成績評価の対象にしないため、試験時間が足りなかった学生は、教師が個別に採点・講評を行っている間にも、答案を書き続けていても可とする。また、小テストでは、問題に対して全く答案の構成ができない学生には、担当者が、個別に試験中に答案構成のヒントを与える。</p> <p>報告にあたっては、報告者は関連判例および学説を調査することが求められる。ここではリーガリサーチの習熟が求められる。報告者は、報告とは別に、詳細なレジメを作成することが求められる。レジメはA4で6頁以上とする。取り上げるテーマに関する、学説・判例を網羅してほしい。なお、文献を引用するには、原典にあたることは、最低限行ってほしい。原典に当たらずに引用していることが読み取れるレジメは減点の対象となる。なお、報告の前には、自分の報告を一度予行演習し、それをボイスコーダーなどで録音し、事前に聞くとともに、時間内でできるかどうか、チェックしてみしてほしい。</p> <p>総復習では、高橋英治『会社法概説（第3版）』（中央経済社、2015年）を用いるので、総復習の範囲につき、本書で3時間ほど予習してほしい。</p>

評価方法	<p>絶対評価とする。          評価の割合は以下のとおり。          報告 30%          レジューメ作成 30%          学期末の試験 30%          演習における議論への参加、質問への答え（平常点） 10%          報告を2回以上担当したものに対しては平常点10%を最高限度として平常点10%の範囲内で平常点を加算する。</p>
受講生へのコメント	<p>本演習の小テストの成績が、回を追う毎によくなるように努力してほしい。私も、答案を返却する際に、一言アドバイスをするので、素直に従ってほしい。</p>
教材	<p>授業では、高橋英治『会社法概説（第3版）』（中央経済社、2015年）を用いる。細かい知識を網羅するものとして、神田秀樹『会社法〔第20版〕』（弘文堂、2018年）を用いてほしい。商法総則のテキストとして、基本を押さえるものとして、藤田勝利＝北村雅史編『プライマリー商法総則・商行為法〔第4版〕』（法律文化社、2018年）を用いる。商法総則の得意な学生は、森本滋編『商法総則講義〔第3版〕』（成文堂、2007年）でも可とする。会社法の得意な学生は、江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』（有斐閣、2017年）でも可とする。</p> <p>また、教科書として、江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬編『会社法判例百選（第3版）』（有斐閣、2016年）、江頭憲治郎・山下友信編『商法（総則商行為）判例百選（第5版）』（有斐閣、2008年）。</p> <p>会社法の自習には、基本を押さえるものとして、高橋英治編『設問でスタートする会社法』（法律文化社、2016年）を使って欲しい。高橋英治編『入門会社法』（中央経済社、2015年）も、自習に用いて欲しい。</p> <p>商法の苦手な学生は、高橋英治編『商法入門』（法律文化社、2018年）の会社法・商法総則の箇所を自習してほしい。</p>